

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年 月 日 (第2回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	いなべ市 (24214)
地域名 (地域内農業集落名)	大安町丹生川地区 (片樋、丹生川久下、丹生川中、丹生川上北、丹生川上)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	149.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地域内の農地面積	149.3 ha
② 田の面積	131.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	17.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	18.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	18.5 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	13.6 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	不明 ha
(備考)①は区域内農用地の内地域計画対象農地 ②は①の内田 ③は①のうち内畑 ④は項目4の10年後-現状 ⑤=④	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当該地域は西側は鈴鹿山系に接し、東側は員弁川に至る東西に長い地区である。
水利は、地区西側の阿弥陀寺溜及び地区南側を流れる源太川から取水している。
地域内の農地のほとんどは圃場整備済であるが、平成の初期の事業であるため施設の老朽化が課題となっている。
地区内は概ね平坦で2～3反程度の区画が多く、集落ごとに担い手への集積が進んでいる。
水路清掃や除草作業等は、多面的機能支払交付金等を活用し実施しているが、所有者の農地に対する意識が年々希薄になってきており、人員の確保が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻を主体に麦・大豆の土地利用型作物を組み合わせた輪作体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、水田の収益力の向上に努める。今後も、集落単位で担い手への集積、集約を進める。また、そばの生産を推進し水田を最大限に有効活用した作付け体系の構築を目指す。

市内の畜産農家と連携し耕畜連携を推進すると共に、化成肥料の使用低減等に努める。

地域内の担い手の相互連携を強化し、作業の平準化について検討する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、自作農家等の農地利用者の利用についても推進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	75.7%	将来の目標とする集積率	88.5%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集落単位での担い手への集積、集約を基本とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、圃場の団地化率の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
法に基づき農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組
補助事業等を活用できれば、農地の更なる大区画について検討したい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
目標地図の担い手への集積、集約を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業支援サービス組織の活用予定はないが、除草作業等はシルバー人材センターへ委託する等、耕作者の負担軽減に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地区西側の山林との辺縁部で獣害被害が拡大しており、侵入防止柵等で順次対応を予定している。
②⑨市内の畜産農家と連携することにより、化成肥料の低減化を進める。
③法人、若手の担い手を中心として積極的にスマート農業に取り組む。
④すでに一部の担い手で取り組んでいる輸出米について今後も継続的に取り組んでいく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	担い手A	水稻・麦・大豆・そば	37.6 ha	- ha	水稻・麦・大豆・そば	38.4 ha	- ha	A	赤
認農	担い手B	水稻・麦・大豆	33.9 ha	- ha	水稻・麦・大豆	37.8 ha	- ha	B	青
認農	担い手C	水稻・麦・大豆・そば	26.0 ha	- ha	水稻・麦・大豆・そば	28.0 ha	- ha	C	黄
認農	担い手D	水稻・麦・大豆	9.3 ha	- ha	水稻・麦・大豆	14.2 ha	- ha	D	緑
認農	担い手E	水稻・麦・大豆	3.0 ha	- ha	水稻・麦・大豆	3.1 ha	- ha	E	水
到達	担い手F	水稻	1.7 ha	- ha	水稻	8.2 ha	- ha	F	桃
認農	担い手G	水稻・麦・大豆	1.5 ha	- ha	水稻・麦・大豆	1.7 ha	- ha	G	紫
認農	担い手H	施設野菜	0.5 ha	- ha	施設野菜	0.5 ha	- ha	H	黄緑
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計			113.5 ha	ha		132.0 ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。